

監査結果に係る措置状況報告書

(平成25年9月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第7号
平成25年9月10日

東大阪市監査委員

岩崎久市

同

中西昇

同

浜正幸

同

江越正一

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第12項及び東大阪市監査事務処理規程第29条第1項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により次のとおり公表します。

目 次

市民生活部	1
総合病院	4
社会教育部	8
学校管理部	15
学校園	19
議会事務局	22

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成25年8月15日

3. 監査結果に関する報告

平成24年8月16日監報第4号 監査結果報告書

4. 監査の対象

市民生活部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（8項目）

所管課	市民課
表題	斎場使用の許可事務について
1	当課では、斎場使用許可書（荒本斎場の葬儀場に係るものを除く。）の交付に関する事務を分掌し、課長がその使用許可に関する事務の専決権を有している。ところで、この斎場使用許可にあたって、課長の決裁が行われていない。適正な事務処理をされたい。
措置内容 (措置済)	斎場使用許可書の課長決裁につきましては、ご指摘をふまえ是正いたしました。

所管課	市民課
表題	斎場使用料の減免事務について
2	当課では、斎場の使用許可に伴う使用料の収納事務を行っている。その使用料の減免については、市立斎場条例及び同施行規則に規定されており、これに基づき課長が減免を行っている。ところで、この斎場使用料の減免にあたって、課長の決裁が行われていない。適正な事務処理をされたい。
措置内容 (措置済)	斎場使用料の減免に関する課長決裁は、ご指摘をふまえ是正いたしました。

所管課	市民課
表題	自動車臨時運行許可事務について
3	<p>当課では、東大阪市事務分掌規則第6条に基づき、自動車臨時運行許可に関する事務を所掌している。</p> <p>ところで、当該事務について、旭町行政サービスコーナー及び永和行政サービスコーナーにおいても、自動車臨時運行許可審査手数料の収納並びに同運行許可証の発行を取り扱っている事例が見受けられた。</p> <p>許可事務について検討されたい。</p>
措置内容 (措置済)	平成25年4月1日に東大阪市行政サービスセンター事務分掌規則を改正し、同規則第2条に基づき、四条行政サービスセンター及び布施駅前行政サービスセンターにおいても自動車臨時運行許可に関する事務を所掌いたしました。

所管課	日下・四条・中鴻池・若江岩田駅前・楠根・布施駅前・近江堂 各行政サービスセンター(共通)
表題	斎場使用の許可事務について
4	<p>行政サービスセンターでは、斎場使用許可書（荒本斎場の葬儀場に係るものを除く。）の交付に関する事務を分掌し、所長がその使用許可に関する事務の専決権を有している。</p> <p>ところで、この斎場使用許可にあたって、所長の決裁が行われていない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	斎場使用許可書の所長決裁につきましては、ご指摘をふまえ是正いたしました。

所管課	日下・四条・中鴻池・若江岩田駅前・楠根・布施駅前・近江堂 各行政サービスセンター(共通)
表題	斎場使用料の減免事務について
5	<p>行政サービスセンターでは、斎場の使用許可に伴う使用料の収納事務を行っている。</p> <p>その使用料の減免については、市立斎場条例及び同施行規則に規定されており、これに基づき各行政サービスセンターの所長が減免を行っている。</p> <p>この斎場使用料の減免事務にあたって、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>① 減免に関して、所長の決裁が行われていない。</p>
措置内容 (措置済)	斎場使用料の減免に関する所長決裁は、ご指摘をふまえ是正いたしました。

所管課	若江岩田駅前行政サービスセンター
表題	斎場使用料の減免事務について
6	<p>行政サービスセンターでは、斎場の使用許可に伴う使用料の収納事務を行っている。</p> <p>その使用料の減免については、市立斎場条例及び同施行規則に規定されており、これに基づき各行政サービスセンターの所長が減免を行っている。</p> <p>この斎場使用料の減免事務にあたって、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>② 減免申請のうち申請者又は死亡者が本市住民で、生活扶助を受けている場合、福祉事務所長の証明書の提出をもって減免をしているが、公印の押印がされていない不備な証明書を受理して減免をしているものが見受けられた。</p>
措置内容 (措置済)	<p>斎場使用料の減免事務にあたり、以下のとおり是正いたしました。</p> <p>② 提出された減免申請書の内容、公印の有無を確認したうえ、適切な減免処理をいたしております。</p>

所管課	布施駅前行政サービスセンター
表題	斎場使用料の減免事務について
7	<p>行政サービスセンターでは、斎場の使用許可に伴う使用料の収納事務を行っている。</p> <p>その使用料の減免については、市立斎場条例及び同施行規則に規定されており、これに基づき各行政サービスセンターの所長が減免を行っている。</p> <p>この斎場使用料の減免事務にあたって、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>③ 使用料の減免は、斎場使用許可申請書に福祉事務所長の証明書を添えて提出され、その内容を確認して使用料の減免を行っている。</p> <p>ところで、減免要件を充足していない内容の証明書により減免をしているものが見受けられた。</p> <p>④ 行旅死亡人の場合、斎場の使用については、福祉事務所長から提出された「斎場使用許可申請書及び斎場使用料免除願」により、使用料を免除している。</p> <p>ところで、この書類が添付されている申請書において、免除でなく使用料の半額を収納しているものが見受けられた。</p>
措置内容 (措置済)	<p>斎場使用料の減免事務にあたり、以下のとおり是正いたしました。</p> <p>③ 減免要件に該当するか否か、受付時に添付書類を確認いたしております。</p> <p>④ 免除、減額についてはそれぞれ適正に処理いたしております。</p>

所管課	四条行政サービスセンター
表題	郵便切手の受扱いについて
8	<p>行政サービスセンターにおいては、郵便切手をあらかじめ市民総務室から受領し事務連絡用として使用している。</p> <p>ところで、その受払管理に関し、切手の現在高と受払簿の残高を突合したところ一致しなかった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	切手の現在高と受払簿の残高につきましては、ご指摘をふまえ適切に突合いたしております。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市病院事業管理者 服 部 一 郎

2. 通知を受けた日

平成25年8月15日

3. 監査結果に関する報告

平成25年2月12日監報第7号 監査結果報告書

4. 監査の対象

総合病院所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（6項目）

所管課	総務課
表題	現金の保管管理について
1	<p>当課所管の前渡資金、テレビカード売上金及び駐車料金等の現金を一時保管するため、事務室内の据置金庫で保管管理している。</p> <p>保管現金の取扱いについて、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>(1) 総務課長は、研修参加負担金等の研究雑費や、タクシー借上げ等の賃借料等を支出するため前渡資金を受けて金庫へ保管し、必要な都度支出している。</p> <p>ところで、この保管されている現金と、金銭出納帳を合算したところ、2,894円の不一致が見られた。</p> <p>適切な管理をされたい。</p> <p>(2) 病室に設置されているテレビを視聴するため、テレビカード（以下「カード」という。）を自動販売機で販売している。</p> <p>また、カードに視聴可能な残高がある場合は、カード精算機により現金を払い戻している。</p> <p>ところで、金庫に保管されている現金は、カードの売上金のうち払い戻し用として使用するための現金であるが、定額ではなく、また、記録管理されていないため、保管現金の在り方は、現金確認でしか把握できない状態である。</p> <p>適切な記録管理を行い、常に現金在り方が把握できるようにされたい。</p> <p>(3) 病院駐車場の料金収入については、駐車料金精算機よりおおむね週3回回収し、その全額を週1回まとめて計算を行い、病院の収入としている。</p> <p>その間の現金保管については、精算機より回収した現金を布袋に入れ、ゴムバンドで封をして金庫に保管している。</p> <p>また、入院患者が冷蔵庫等の鍵を紛失した場合や、テレビのリモコンを破損した場合の弁償金の収入については、金額が少額なことや、後に鍵が見つかった場合等に即時返金する必要があるため、金庫に保管して年度末に病院の収入としている。</p> <p>収納した現金については、総合病院財務規程第17条に基づき、やむを得ない事情がない場合には即日に出納取扱金融機関へ払い込まれたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) 平成24年11月1日より費目別で金銭出納帳を記帳しており、摘要も記入し現金の適切な管理に努めています。</p> <p>(2) 保管現金につきましては金銭出納帳により適切に把握しております。</p> <p>(3) 弁償金につきましては、速やかに入金しております。また、駐車場料金についても、回収の都度計算を行っております。</p>

所管課	総務課
表題	企業出納員の事務について
2	<p>総合病院財務規程で定められた企業出納員の事務において、平成23年度に企業出納員が領収した弁償金の領収証書（控）の合計額と出納取扱金融機関に払い込まれた金額が一致しないものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	速やかに入金する運用に改め、金額の一致につきましても都度確認しております。

所管課	総務課
表題	委託契約事務について
3	<p>委託契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>(1) 平成24年8月31日現在、当課が委託契約を結んでいる件数は115件で、そのうち随意契約は113件となっており、委託契約に占める随意契約の割合は約98%である。</p> <p>当院の委託料の決算額は平成22年度 1,833,030,709円、平成23年度 1,797,084,742円で平成24年度の予算額は1,894,726,000円と多額である。</p> <p>地方公共団体の契約締結方法に制限を加えている法令の趣旨を踏まえ、契約方法について検討をされたい。</p> <p>(2) 委託契約において、契約保証金を財務規則第117条第3号により免除（契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）しているが、この免除条項の適用が誤っているものが見受けられた。</p> <p>適正な契約事務をされたい。</p> <p>(3) 患者給食業務委託契約の契約金額は、年間給食予定人員数に給食単価を乗じた予定額としている。一方、毎月の支払いは各月の実食数の請求により行っている。</p> <p>ところで、平成23年度は、契約書第7条に定めている年度末の変更契約の締結が行われていない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(4) 病院収納窓口での診療費等の収納業務は、地方自治法施行令第158条第1項に基づき収納委託されている。</p> <p>ところで、同条第2項に定めている告示及び公表並びに財務規則第30条第5項に定めている収納委託証明書の発行がされていない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 今後は長期継続契約の条例に該当する業務は、業者切り替え時に長期継続契約を締結し、また、定期的なプロポーザル実施により計画的な契約の見直しを進めて参ります。</p> <p>(2) ご指摘については、平成25年度委託契約より適正に契約事務をしております。</p> <p>(3) ご指摘については、平成24年度より変更契約を締結し、適正に事務処理しております。</p> <p>(4) ご指摘については、平成25年度委託契約より地方公営企業法施行令に基づき告示し、適正に事務処理しております。</p>

所管課	総務課
表題	行政財産の目的外使用許可に関する事務について
4	<p>行政財産の目的外使用許可に関する事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 使用料は使用開始前に納付しなければならないが、使用開始後に納付されているもの。</p> <p>(2) 使用許可物件に係る光熱水費の実費負担で、算定を誤っているもの及び使用者への請求がもれているもの。</p>

所管課	医事課
表題	未収金及び不納欠損処分について
5	<p>診療費等の未収金及び不納欠損処分の状況は、下記のとおりである。電話による督促、郵便による督促状・催告状の送付、支払相談窓口による分納・延納相談、入院時に連帯保証人欄を新しく設けた入院誓約書を提出させる等未収金を減らす努力をしているが、毎年多額の不納欠損処分が生じている。より一層患者との折衝経過の把握に努め、未収金の発生防止及び回収に努められたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>診療費等の未収金につきましては、未収金管理マニュアルに沿って、電算システムを活用した定期的な督促・催告及び支払相談等の患者面談を実施しており、督促、催告及び相談記録等の患者状況をコンピュータに登録し把握することにより次回交渉時の判断材料にしております。</p> <p>患者面談による支払相談において分納等の支払誓約を受け付ける際、連帯保証人を記載した支払確約書を徴しております、債務者の支払いが滞った場合には連帯保証人に対し督促を行っております。</p> <p>入院患者につきましては、「高額療養費限度額」及び出産の方には「出産育児一時金の直接支払い」により自己負担額が軽減されることを説明し、積極的に制度の利用を勧めております。また、時間外救急患者の中には健康保険等未加入の患者が多く見受けられます。自費診療の場合、高額未収金発生の要因になることから、いち早く患者面接を行って現状等の聴き取りを実施し、健康保険加入や各種公費制度等の利用を促すなど早期の対応を行っていることが未収金の減少に繋がっていると考えております。</p> <p>今後につきましても、回収に向けた積極的な取り組みを継続して実施し、未収金及び不納欠損額の減少を図ってまいります。また、発生防止につきましても、さらに効果的な方策を検討するなど、適正な債権管理に努めてまいります。</p>

所管課	医事課
表題	診療費等未納金納付誓約書について
6	<p>診療費等を納付することが困難な患者及び支払人に對し、連帶保証人を記入した診療費等未納金納付誓約書を提出させ、分納・延納等の方法による支払いを誓約させている。</p> <p>その誓約書を調査したところ、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支払人と連帶保証人が同一人であるもの。 (2) 連帶保証人が記入されていないもの。 (3) 連帶保証人の勤務先が記入されていないもの。
措置内容 (措置済)	<p>(1) について、同一人でないことを未収金担当者がチェックしております。</p> <p>(2)・(3)について、記入されていることを未収金担当者がチェックしております。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育委員会委員長 戸山 隆明

2. 通知を受けた日

平成25年8月19日

3. 監査結果に関する報告

平成25年2月12日監報第8号 監査結果報告書

4. 監査の対象

社会教育部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（16項目）

所管課	社会教育課
表題	補助金の精算事務について
1	当課では、国際識字年推進東大阪連絡会に対し、平成23年度国際識字年推進事業補助金を交付している。同補助金交付決定書に記載している交付条件として、事業終了後1ヶ月以内に事業実績報告書及び収支決算書を提出することとなっているが、その提出が遅延している。 適正な事務処理をされたい。
措置内容 (措置済)	平成24年度国際識字年推進事業補助金の事業実績報告書は、事業終了後1ヶ月以内に提出していただきました。

所管課	青少年スポーツ室
表題	学校体育施設等開放事業委託契約について
2	住民のスポーツレクリエーション活動の促進、体力づくり、健康づくり、相互の連帯を増進するため、体育施設等開放運営委員会と委託契約を締結し、市立小学校の体育施設等を開放している。 ところで、この委託契約において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。 (1) 委託契約書に住所の記入がないもの。 (2) 事業報告書の提出が遅れているもの。 (3) 事業報告書に日付のないもの。 (4) 収支精算書の記載内容が明確でないもの。
措置内容 (一部措置済)	(1) 記入漏れにつきましては、適正に処理いたしました。 (2) ご指摘を受け再三各運営委員会へ促してまいりましたが、平成24年度事業報告においても提出が遅れるものがありました。引き続き各運営委員会に対して強く指導を行ってまいります。 (3) 記入漏れにつきましては、適正に処理いたしました。 (4) ご指摘を受け、指導を行いましたが、未だに同内容の提出がありました。引き続き、各運営委員会に対して精算書の記載内容をより明確に記載するよう強く指導してまいります。

所管課	青少年スポーツ室
表題	プール開放事業委託契約について
3	<p>水泳を通じて、体力づくり・健康づくりをすすめ、健全な育成を期するため、プール開放運営委員会と委託契約を締結し、市立学校プールを地域の児童に開放している。</p> <p>ところで、この委託契約書において定められた事業報告書について、提出が遅れているもの及び記載もれのものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>提出の遅延につきましては、ご指摘を受け再三各運営委員会へ促してまいりましたが、平成24年度事業報告においても提出が遅れるものがありました。引き続き各運営委員会に対して強く指導を行ってまいります。</p> <p>記載漏れにつきましては、適正に処理いたしました。</p>

所管課	青少年スポーツ室
表題	留守家庭児童育成事業について
4	<p>留守家庭児童育成クラブ(以下「育成クラブ」という。)は、放課後等に保護者が家庭にいない小学校低学年等の児童を対象に、自治会代表、PTA代表、社会教育関係者、保護者代表及び校長等で構成される運営委員会により、保護者からの負担金と市の助成金で運営されている。当室は、育成クラブ運営経費の使途基準を定め、助成金を支出しているが、運営経費の使途及び事務処理で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 不適切な支出と思われるもの。</p> <p>(2) 実績報告書に添付すべき領収証書が添付されていないもの。</p> <p>(3) 「助成金交付の手引き」どおり金銭出納帳に事業費関係と運営委員会運営費関係を区別して記入していないもの。</p> <p>(4) 金銭出納帳に記入もれがあるもの。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 会計事務説明会において事例をあげて指導しましたが、平成24年度においても一部不適切な支出がありました。引き続き会計事務の個別指導を行ってまいります。</p> <p>(2) 会計事務説明会において、助成金の事業報告の際には領収書の添付が必要であることを強く指導いたしましたが、平成24年度においても一部領収書が添付されていない支出がありました。引き続き会計事務の個別指導を行ってまいります。</p> <p>(3) 会計事務説明会において、「助成金交付の手引き」どおり金銭出納帳に事業費関係と運営委員会運営費関係を区別して記入するよう強く指導いたしましたが、平成24年度においても区分記帳していないクラブが一部見受けられました。引き続き会計事務の個別指導を行ってまいります。</p> <p>(4) ご指摘を受け記入もれがあることをクラブに指摘し、訂正を指導いたしましたが平成24年度においても記入もれがありました。そのため、個別指導を行った結果、平成25年度は改善されております。</p>

所管課	青少年スポーツ室
表題	契約事務について
5	<p>当室は、青少年の健全育成のため社団法人東大阪少年補導協会と各種事業委託契約を締結している。委託契約書には委託業務の成果に関する報告書は、委託期間終了後速やかに提出しなければならないと規定されているが、その報告書の提出が遅れているものが見受けられた。</p> <p>委託業務完了後は成果の確認、業務内容の検討のために報告書を速やかに提出させるよう適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	今後速やかに報告を行うよう指導した結果、平成24年度の事業委託契約に関する報告書については平成25年4月25日に提出されております。

所管課	青少年スポーツ室
表題	施設の管理に関する協定について
6 措置内容 (措置済)	<p>当室では、市立児童文化スポーツセンター、市立総合体育館・スポーツホール、市立東体育館・ふれあいホールの管理に関して指定管理者と協定を締結している。</p> <p>同協定における施設使用料の徴収事務に関し、徴収事務委託契約を締結しているが、その委託契約書において定められた提出書類について、提出のないもの、日付の記載がないもの、記載内容に不備があるものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>1 提出のない東体育館・市民ふれあいホールの様式2の調定通知書については、ご指摘を踏まえ、指定管理者から提出させました。</p> <p>2 日付の記載がない総合体育館・スポーツホールの様式2の調定通知書、様式3の使用料収入計算書については、ご指摘を踏まえ、指定管理者に日付を記載し提出させました。</p> <p>3 記載内容に不備がある総合体育館・スポーツホール・東体育館・市民ふれあいホールの様式2の調定通知書、様式3の使用料収入計算書については、ご指摘を踏まえ、指定管理者に正しく記載させて提出させました。</p> <p>すでに指定管理者には連絡し、上記指摘事項を踏まえて適正な報告書を提出させるよう指示いたしました。</p>

所管課	文化財課
表題	報酬の支給事務について
7 措置内容 (改善中)	<p>文化財保護審議会委員報酬については、報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項により年額23,000円と定めている。さらに、同条例第3条第3項で、「年額による報酬は、4月1日から翌年3月31日を計算期間とし、その全額を3月に支給する。」と定めている。</p> <p>ところで、平成24年度の委員報酬が平成24年5月17日に支給されている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>平成25年度の委員報酬については、平成26年3月に支給の予定としております。</p>

所管課	文化財課
表題	文化財4施設（郷土博物館、鴻池新田会所、埋蔵文化財センター、旧河澄家）の管理に関する協定について
8	<p>文化財4施設については、公益財団法人東大阪市文化振興協会（以下「文化振興協会」という。）が指定管理者となり管理運営を行っている。</p> <p>ところで、その管理に関する協定において、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 協定書第16条第2項に、消防法第8条に規定される防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行なわせなければならないと規定し、さらに、管理運営業務仕様書では、警備業務において、防火管理者資格保有者を配置することと定めているが、郷土博物館以外の施設では有資格者が配置されていない。</p> <p>規定どおり防火管理者有資格者を配置されたい。</p> <p>(2) 協定書第23条で、再委託の禁止を定めているが、書面による市の承諾を得たときは、この限りではないとしている。</p> <p>しかしながら、文化振興協会より再委託協議書は提出されているが、書面による市の承諾が行われていないにもかかわらず再委託が行われている。</p> <p>規定どおりの事務手続きを行われたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) 平成24年11月に、鴻池新田会所、埋蔵文化財センター、旧河澄家に防火管理者の配置をいたしました。</p> <p>(2) 平成25年度については、書面により承諾いたしました。</p>

所管課	文化財課
表題	行政財産の目的外使用許可に関する事務について
9	<p>行政財産の目的外使用許可に関する事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 行政財産である文化財課倉庫（所在地：東大阪市荒川三丁目474番3他）2階フロアーの一部を、文化振興協会に使用させている。</p> <p>ところで、財務規則第149条第3項に基づく行政財産使用許可申請書は平成24年2月16日付で提出されているが、起案による使用許可の決裁が行われていない。</p> <p>(2) 市立郷土博物館玄関ポーチに設置されている飲料用自動販売機に係る行政財産使用料の納付時期については、行政財産使用料条例第4条に基づき使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、使用開始後に納付されている。</p> <p>また、財務規則第23条第2項では、納入通知書は、当該通知書により納入せらべく10日前までに交付するようにしなければならないと定めているが、遵守されていない。</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) 平成25年度について、使用許可の決裁を行っております。</p> <p>(2) 平成25年度行政財産使用料については、使用開始前の平成25年3月29日に納付されております。</p>

所管課	図書館（共通）
表題	館外利用図書について
10	<p>貸し出された資料（貸出図書）のうち、3図書館2分室及び移動図書館を合わせた未返却本は、平成24年11月末現在で4,428冊となっている。</p> <p>利用期間の延長の申し出もなく、利用期間の2週間が経過した後に返却されない場合は、はがき等で早期返却を促している。また、平成22年6月から、2ヶ月を超える延滞資料がある場合には、インターネットサービスでの予約及びリクエストの受付を制限しているが、未返却本の解消には至っていない。</p> <p>図書館運営及び財産管理の上からも、周辺自治体の状況を勘案しながら利用条件等を再検討するなど、一層の努力をされたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>図書館では、本の館外貸し出しについて、延滞資料がある利用者には、電話や葉書で早期返却をお願いしており、又インターネット予約等サービスの開始を機会に、平成22年6月より利用条件等を変更し長期延滞資料のある間は、新たな予約を受けないという制限を課しておりますが、今後も引き続きさらに可能な方策を検討すると共に、延滞資料の解消に向け、利用者の一層のご理解ご協力が得られるように、公共財産としての図書館資料の正しい利用方法等について図書館のホームページなどを活用しPRを図ってまいりたいと考えております。</p>

所管課	花園図書館
表題	消防施設の整備について
11	<p>図書館の消防用設備については、保守点検会社より前年度に引き続き不備、不良箇所の報告を受けている。市民が利用する施設であることからも、災害を未然に防止するため、適切な施設整備を図られたい。</p>
措置内容 (検討中)	<p>ご指摘のとおり、図書館の消防用設備については、保守点検会社より前年度に引き続き不備、不良箇所の報告を受けております。財政課にはその旨を報告し、予算要求をしておりますが、消防用設備の整備予算が付いておりません。</p> <p>市民が利用する施設であり、災害を未然に防止するためにも、引き続き財政課に強く予算要求をしていき、早急に適切な施設整備を行いたいと考えております。</p>

所管課	永和図書館
表題	契約事務について
12	<p>契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>(1) 委託契約事務において、その契約書に契約年月日が記載されていないものが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 大蓮分室警備業務は毎年度委託契約がされており、その仕様書第10で鍵の預託について「甲・乙相互に預託し、預託された鍵はそれぞれ厳重に取扱い保管する。」と定めている。 ところで、この鍵の毎年の受け渡しについて書類が作成されていない。責任の所在を明らかにするためにも書類による受け渡しをされたい。</p> <p>(3) 当館の警備及び清掃に関しては、業者と警備清掃業務委託契約を締結している。 ところで、警備業務における業務仕様書に定められた保安業務時間及び巡回回数と、警備日報で報告された内容が、異なっているものが見受けられた。 適確な履行確認をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) について 日付を記入いたしました。</p> <p>(2) について 契約時において鍵の受領書を作成し取り交わしております。</p> <p>(3) 現在永和図書館はヴエルノール布施に移転しており、旧永和図書館は別の業者で機械警備のみを行っている状況でございます。</p>

所管課	長瀬青少年センター
表題	使用料徴収事務について
13	<p>財務規則第26条の2第4項では、「出納員は、収納金が少額であるときを除き、即日又は翌日に払込書により収納金融機関に払い込まなければならない。」と規定されている。 ところで、当センターではパソコン教室を開催し、受講者から受講料やテキスト代金の実費徴収を行っているが、これら現金の取り扱いに関し収納金融機関への払い込みが遅延しているものが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	パソコン教室に係る受講料につきましては、徴収後、速やかに収納金融機関へ払い込みを行い、適正な事務処理に努めております。

所管課	荒本青少年センター
表題	資金前渡事務について
14	<p>財務規則第43条では、「資金前渡職員は、隨時の費用に係るものについては、資金交付の目的が完了した日から休日を除いて5日以内に、精算命令書に証拠書類を添えて、当該支出を命令した各部等の長に提出しなければならない。」と規定されている。 ところで、当センターでは現金の資金前渡を受けて給食用の食材購入を行っているが、精算が遅延しているものが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	財務規則第43条により資金交付の目的が完了した日から休日を除いて5日以内に精算命令書に証拠書類を添えて、当該支出を命令した所属長に提出しています。

所管課	社会教育センター
表題	出納員事務について
15	<p>出納員事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 出納員事務引継書において保管現金の記載がもれているもの。</p> <p>(2) 納付・収納済通知書に前任の出納員の氏名が記載されているもの。</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) ご指摘について、現在は記載を行っております。</p> <p>(2) ご指摘について、現任の出納員氏名を記載しております。</p>

所管課	社会教育センター
表題	野外活動センターの管理に関する協定について
16	<p>一般財団法人大阪府青少年活動財団（以下「青少年活動財団」という。）が指定管理者となり管理運営を行っている。</p> <p>ところで、その管理に関する協定において、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 協定書第13条に、「毎月5日までに、前月の野外活動センターの管理に関し、月次報告書を提出しなければならない。」と規定されているが、月次報告書に添付の調定簿兼収入原簿の収納額と使用許可申請書の収納額が異なっているもの。</p> <p>(2) 協定書第23条では、野外活動センターの管理業務の全部又は一部の再委託を禁じており、書面による承認を得たときはこの限りではないもの、と定めている。</p> <p>ところで、センターの管理委託に関し、青少年活動財団は再委託をしているが、書面による承認が行われていないもの。</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) ご指摘につきまして、現在は月次報告書に添付の調定簿兼収入原簿の収納額と使用許可申請書の収納額は一致しております。</p> <p>(2) ご指摘につきまして、書面により承認を行っております。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育委員会委員長 戸山 隆明

2. 通知を受けた日

平成25年8月15日

3. 監査結果に関する報告

平成25年3月26日監報第12号 監査結果報告書

4. 監査の対象

学校管理部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（8項目）

所管課	学事課
表題	奨学資金について
1	<p>就学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び大学の修学が困難な者に対し「奨学資金貸与条例」に基づき、奨学資金を貸与している。</p> <p>その貸与事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 貸与を受けようとする際に提出しなければならない奨学生願書において、記載内容に不備のあるもの。</p> <p>ア両親がいる場合は親権者欄に両方を記載する必要があるが、一方の記入しかないもの。</p> <p>また、親権を行使できないときは斜線を引くことになっているが引かれていないもの。</p> <p>イ奨学金の貸付決定を受けた者の中で、理由欄への記載が「奨学生志望のしおり」で求めている内容（詳しい記述で欄内の8割以上の記入）を満たしていないもの。</p> <p>(2) 平成25年1月10日現在の奨学資金貸付金に係る返還金の収入未済額は、86,649,527円となっている。</p> <p>収入未済額の年度別残高を見ると、21年度 85,396,900円、22年度 88,042,800円、23年度 97,260,517円と毎年度増加している。</p> <p>文書、電話、臨戸訪問による督促、また、債権回収会社による徴収等を行っているが、返還金は次の貸付希望者の原資となることから、未収金の回収については、より一層努力されるとともに、適切な債権管理をされたい。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) ア 適正に事務処理を行っています。</p> <p>イ 希望する理由について、経済状況以外に特筆すべき事由が無い等が考えられます。※在学する学校を通じて、推薦書とともに申請されており、問題ないと考えます。</p> <p>(2) 滞納者に対する効果的な督促と、新たな滞納者を生み出さない為、滞納督促マニュアル（案）を策定し計画的で系統的な督促を目指しました。</p> <p>現年度滞納者への集中的な督促（電話督促・訪問督促）や、過年度滞納者のうち居所不明等で通知返戻となっている滞納者の現況調査を行ったうえで督促を実施した結果、回収状況が好転し、平成24年度の収入未済額は、昨年度比0.24%増97,499,670円とほぼ横ばいとなりました。</p>

所管課	学事課
表題	就学援助費過払いに係る返還金の収入未済金について
2	<p>当課では、児童生徒就学援助条例に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行っている。</p> <p>就学援助の認定を受けた保護者に対し、7月下旬に就学援助費1年分を一括して支給しているが、途中で認定を取り消したときは、既に支給した就学援助費を返還させている。</p> <p>この就学援助費過払いに係る返還金（以下「返還金」という。）の事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>(1) 平成24年12月31日現在の返還金の収入未済額は、平成18年度以降の発生分だけでも1,352,000円となっている。平成21年度の定期監査でも指摘しているが、適正な債権管理を行い、収入未済金の早期回収に努力されたい。</p> <p>(2) 返還金が出納閉鎖期日までに納付されていないときは、出納閉鎖期日の翌日をもって調定しなければならないが、収納後に事後調定が行われている。</p> <p>債権管理の上からも、適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 就学援助費過払いに係る返還金に関しては、今後とも、その発生原因である転出情報の確認を行うとともに、督促の強化を行い、早期回収に努めてまいります。</p> <p>(2) 平成25年度より、事前調定と致しました。</p>

所管課	学事課
表題	高等学校授業料及び幼稚園保育料等の収入未済金について
3	平成24年12月31日現在の授業料等の収入未済額は、以下のとおりである。 負担の公平性の観点から、適正な債権管理を行い、早期回収に努められたい。
措置内容 (検討中)	対象者が退園、退学後、一定期間が経過した滞納者に対して、教育委員会が園及び学校と協力しながら督促を行うなど、回収を強化してまいりたいと考えております。

所管課	学事課
表題	契約事務について
4	<p>(1) 契約金額が500万円を超える委託契約において契約保証金を免除する場合は、業者から履行保証保険証書の提出（財務規則第117条第1号）を受けなければならない。</p> <p>ところで、住民基本台帳法改正等に伴う学事システム改修業務一式の委託契約は、契約金額が9,954,000円であるが、履行保証保険証書の提出を求めずに契約保証金を財務規則第117条第3号の規定により免除としている。</p> <p>適正な契約事務をされたい。</p> <p>(2) 当課では、奨学資金貸付金に係る未収金の回収を行うため、業者と債権回収業務委託契約を締結している。</p> <p>ところで、この事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>ア 業務完了報告書に日付の記載がないもの。</p> <p>イ 契約時の委託件数と業務完了報告書の受託件数が、異なっているもの。</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) 新規契約時において、適正な事務処理を致しました。</p> <p>(2) ア 業務完了報告書には、日付の記載を徹底致しました。</p> <p>イ 年度末において、変更契約を致しました。</p>

所管課	学事課
表題	預かり保育利用券の受払いについて
5	<p>各市立幼稚園では、在園児の保護者の子育てを支援するため、教育時間終了後の教育活動として、預かり保育を実施している。</p> <p>預かり保育を希望する保護者に対して、あらかじめ預かり保育利用券（300円券10枚綴り）を販売し、利用時に利用券を回収している。</p> <p>ところで、この利用券は当課で必要予定冊数を印刷して各幼稚園へ配布しており、各幼稚園で利用券が不足した場合のために、予備の利用券を当課で保管し、必要な都度払い出しているが、その受払簿が備え付けられていない。</p> <p>利用券は金券であり、出納員の領収書も綴られていることから、適正な受払管理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	受払簿を常備し、利用券を出した際には、明記する事務処理と致しました。

所管課	教職員課
表題	契約事務について
6	<p>園児・児童・生徒尿検査業務に関し、業者と業務委託契約を締結しているが、同契約書第5条で「契約保証金は、市財務規則第117条第1号の規定により免除する。」とし、業者が履行保証保険証書を提出することにより、契約保証金の徴収を免除することとしているが、その保険証書が提出されていなかった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	園児・児童・生徒尿検査業務委託契約書の第5条において、「契約保証金は、市財務規則第117条第1号の規定により免除する。」としておりましたが、「第3号」の記載誤りであったため、適切に訂正いたしました。

所管課	教職員課
表題	産業医及び面接指導産業医の委嘱事務について
7	<p>市立学校園における安全衛生管理体制の整備をはじめ、教職員の健康の保持増進を図ることを目的として、「産業医及び面接指導産業医の委嘱に関する要綱」を制定している。</p> <p>同要綱に基づき、専門的知識、資格を有する者の中から教育委員会が委嘱をしているが、委嘱された産業医5人、面接指導産業医1人は、いずれも原則として月1回以上勤務し、執務記録簿を各校長を経由し教職員課長に提出することとなっている。</p> <p>ところで、産業医においては、教職員課長に執務記録簿が提出されていないものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	学校に指導し、毎月執務記録簿を提出していただいております。

所管課	学校給食課
表題	学校給食センターの消防用施設の整備について
8	学校給食センターの消防用施設のうち防排煙制御設備等に関し、前年度に引き続き、保守点検会社より設備の不備及び不良箇所の報告を受けている。 安全管理の上からも、早期に施設整備を図られたい。
措置内容 (措置済)	学校給食センターの消防用施設の不備及び不良箇所について、防火シャッター及びエレベーターにつきましては、春季休業中に補修を完了いたしました。また、2階器具洗浄コーナー防火扉については現場より人為的な誤作動との報告があり、今後、誤作動を起こさないよう、指導を努めてまいります。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育委員会委員長 戸山 隆明

2. 通知を受けた日

平成25年8月15日

3. 監査結果に関する報告

平成25年3月26日監報第13号 監査結果報告書

4. 監査の対象

学校園所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（5項目）

所管課	教職員課（学校園）
表題	災害共済給付事務について
1	学校園の管理下における児童生徒等の災害において、保護者が立て替えた医療費に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターより市へ給付金が送金され、給付対象の各学校園長口座へ振り込み、保護者へ給付されることになっている。ところで、学校園長口座へ振り込まれた給付金に係る事務について、以下の留意すべき事項が見られた。 適正な事務処理をされたい。 (1) 保護者へ給付したときには、領収書を徵し保管する取扱いをしているが、領収書のないもの。（花園中学校、花園小学校） (2) 保護者への給付金の振り込み名義と、領収書の領収者名（保護者名）が異なるもの。（花園小学校） (3) 学校園長の口座に振り込まれてから、保護者へ給付するまで時間を要しているもの。 (花園小学校)
措置内容 (措置済)	学校園長口座へ振り込まれた給付金に係る事務について、適正に事務処理するよう指導いたしました。

所管課	学校教育推進室（学校園）
表題	契約事務について
2	<p>(1) 学校園の教育活動を支援し、教育力を総合的に高めるため実施する学校園教育活動支援事業に関し、市は学校園長と委託契約を締結している。 この委託契約で、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>ア 領収書の宛名がないもの。（小阪中学校、花園小学校、小阪小学校） イ 領収書の日付がないもの。（小阪中学校、小阪幼稚園） ウ 領収書の宛名が学校園長名ではなく、学校園名となっているもの。 (小阪中学校、花園小学校、小阪小学校、小阪幼稚園)</p> <p>(2) 教育改革の進展を図り、特色ある学校園づくりを推進し、本市の学校教育を充実していくことを目的として実施するオンラインスクール推進事業について、市は各学校に置かれたオンラインスクール推進委員会委員長と委託契約を締結している。 この委託契約で、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>ア 当推進事業には、「幼小中連携ブロック」「めざせ！オンライン」「教育委員会指定」の3種類の枠があり、小阪小学校の当推進委員会は「めざせ！オンライン」での委託として決定しているが、委託契約書では、上記3種類を委託内容として記載されているもの。（小阪小学校） イ 事業実施決定通知書の日付より前に、委託契約を締結されているもの。（小阪小学校）</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) 今後、適切な事務処理を行うよう、校園長会の場で、学校園に指導いたしました。</p> <p>(2) ア 「オンラインスクール推進事業」は、平成24年度で終了いたしました。 イ 決定通知書の日付を5月30日に修正し、学校園に再送付いたしました。 <その他> 学校園教育活動支援事業に係る学校園との契約及び入金時期を可能な範囲で早めるようにとの指摘について、平成25年度は、児童生徒数の確定時期を早めることと、学校への積極的な指導により、約1ヶ月早く契約、入金できるようにしました。</p>

所管課	施設整備課（学校園）
表題	備品の管理について
3	<p>備品の管理に関し、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 学校園に配備されている備品が、長期間にわたり使用されずに保管されているもの。 (縄手東小学校、縄手北幼稚園、小阪幼稚園) (2) 既に廃棄された備品が、学校園備え付けの備品台帳カードに記載されているもの。 また、学校園が備品を廃棄し廃棄の通知を行っているが、施設整備課備え付けの備品カードには備品廃棄の処理がされていないもの。 (縄手北中学校、花園中学校、小阪中学校、縄手東小学校、縄手北幼稚園、玉串幼稚園)</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 学校園で未利用となっている原動機付自転車については、他校購入時等に可能な限り有効活用できるよう努めてまいります。なお、小阪幼稚園の公印は、回収し適切に処理いたしました。</p> <p>(2) ご指摘の備品カード処理についてはすべて適切に処理いたしました。今後も引き続き、学校園における備品の適切な管理に努めてまいります。</p>

所管課	施設整備課（学校園）
表題	消防施設の整備について
4	<p>学校園の消防施設については、学校園の所在地を管轄する消防署の立ち入り検査を受けている。</p> <p>ところで、平成24年8月に行われた立ち入り検査において、不良、不備の指摘を受けた消防設備について、整備が行われていないものが見受けられた。</p> <p>子どもたちの安全、安心な教育環境のためにも、消防施設の早期整備に取り組まれたい。</p> <p>（縄手北中学校、花園中学校、小阪中学校、花園小学校、小阪小学校、縄手北幼稚園）</p>
措置内容 (改善中)	<p>ご指摘の内容については、例年予算確保の要求を行っているところですが、十分な措置がなされておりません。予算確保がされない中、緊急性の高いものから順次改善しているところです。</p> <p>今後も予算確保に努め、消防署の指摘事項及び緊急性等を勘案して改善を図ってまいります。</p>

所管課	学事課（学校園）
表題	幼稚園保育料等の減免事務について
5	<p>幼稚園の入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）については、「高等学校及び幼稚園における費用の徴収に関する条例第6条」の規定により免除ができることとなっており、保育料等の免除を受けようとする保護者は、同条例施行規則第7条の規定により、園長を経由して教育委員会に対し、保育料等免除申請書等を提出し、免除の決定を受けることになっている。</p> <p>ところで、免除決定通知書については、教育委員会より園長を経由し、保護者に交付されているが、既に免除が決定され保育料等の納付が免除されているものの、公印を押した免除決定通知書が幼稚園で保管されていた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。（縄手北幼稚園、小阪幼稚園）</p>
措置内容 (措置済)	公立幼稚園に対して周知徹底致しました。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市議会議長 藤木光裕

2. 通知を受けた日

平成25年8月19日

3. 監査結果に関する報告

平成25年3月26日監報第18号 監査結果報告書

4. 監査の対象

議会事務局所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（1項目）

所管課	議事調査課
表題	契約事務について
1	<p>委託契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な契約事務をされたい。</p> <p>(1) 隨意契約による契約を締結しているが、起案書等に随意契約の根拠となる法令及び随意契約理由が記載されていないもの。</p> <p>(2) 契約金額が500万円を超える委託契約において、締結起案は調度課長の合議を要するが、その合議が行われていないもの。</p> <p>(3) 契約金額が500万円を超える委託契約において契約保証金を免除する場合は、業者から履行保証保険証書の提出（財務規則第117条第1号）を求めねばならないが、提出を求めずに契約保証金を財務規則第117条第3号の規定により免除しているもの。</p> <p>(4) 履行保証保険証書の提出があるのに、契約保証金の免除条項が財務規則第117条第3号となっているもの。</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) 平成25年度の起案より「音声認識システムを使用しての反訳業務実施業者が限られており、競争入札に適さないと判断されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び財務規則第108条により随意契約とする」を記載いたしました。</p> <p>(2) 東大阪市議会番組制作・放送業務委託契約については、平成25年度の締結起案より調度課長の合議を取りました。</p> <p>また、委員会映像配信システム賃貸借契約については、平成27年8月31日までの契約となるため、次回長期継続契約時には、調度課長の合議を取ることといたします。</p> <p>(3) 平成25年度の締結起案より履行保証保険証書の提出を求め、添付いたしました。</p> <p>(4) 平成25年度の支出負担行為起案より摘要欄「東大阪市財務規則第117条第3号」を「東大阪市財務規則第117条第1号」で記載いたしました。</p>